

高福第1049-1号

令和4年12月26日

各介護サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長

播磨 高志（公印省略）

高齢者施設等を対象とした抗原検査キットの追加配布について（通知）

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染対策として国から配布された抗原検査キットを12月中旬までに各事業者へ配布しましたが、国から抗原検査キットが追加で配布されることとなりましたので、前回申込みをしていない施設・事業所に配布することとしました。

配布を希望する施設・事業所においては、下記をよく確認の上、お申込みくださるようお願いいたします。（前回配布を受けた事業所は対象外です。）

特に入所系の施設については、職員や新規入所者による外部からの持ち込みによる施設内のクラスター発生を防止するため、積極的にお申込みいただき、頻回検査を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 対象施設・事業所

埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市、越谷市を除く）に所在する、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護（ステーションに限る。）、訪問リハビリテーション（みなし指定は除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護、通所介護（地域密着型を含む。）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援

（令和4年10月6日付け高福第720-1号により配布を受けた施設・事業者は、今回は申込みができません。）

2 使用用途

- ・高齢者施設・事業所の職員に対する週2回の頻回検査
- ・新規入所者の検査（施設系のみ）
- ・高齢者施設へ再入所（一時帰宅時、退院時）する際の検査
- ・ショートステイ利用開始時の検査
- ・濃厚接触者の待機期間短縮のための検査

※これ以外の用途には使用することはできません。

3 配布時期 令和5年2月（予定）

申込施設・事業所には、時期が決定した時点で別途案内します。

4 配布数量

職員数×2回×4週から8週+新規入所者数（施設系のみ）を予定。

申込状況及び国から提供されるキット数により増減する可能性があります。

5 配布条件

- （1）職員に対し週2回の頻回検査を実施すること。
- （2）毎週、キットの使用数及び陽性者数を報告すること。

6 申込方法 埼玉県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/r4kougen_haifu.html ページ番号：223487

（さいたま介護ねっとの12月26日付け新着情報からもアクセスできます。）

7 申込期限

令和5年1月6日（金） 午前10時まで（期限厳守）

担当：施設・事業者指導担当

Mail：a3240-21@pref.saitama.lg.jp